

---

## 明君像の形成と「仁政」的秩序意識の変容

小 関 悠一郎

---

### はじめに

本報告は、いわゆる「東アジア近世」論の焦点として、近世日本の「政治文化」に関心が向けられていることに刺激を受け、東アジア世界の政治文化の共通項とされる「明君」・「仁政」等の理念が、いかなる思考態度に支えられ機能したのかという問題を、18～19世紀初頭の時代相の中で、藩政改革の実態的局面に即して検討しようとするものである。平和理念の定着度や諸地域間の猜疑等の現代的問題を強く意識する「東アジア近世」論は（清水光明『「東アジア近世」論の方法』『歴史学研究』906, 2013年）、昨今の情勢に鑑みて、いっそうその議論の深化が求められている。

「東アジア近世」論で本報告に関わる論点の一つは、政治文化の共通項として「民本徳治」の政治思想が共有されたといわれる一方で、近世日本においては、直接に民百姓に向かい合う場所——「民政」の場——で出現する「徳治」の主体あるいは政治規範としての大名明君（名君）の存在が注目されていることである。もう一つは、近世日本における儒学の受容という論点であり、これは18世紀後半に儒学受容が一定の昂進を見たとされてきたことと関わって注目される。

東アジア近世をめぐるこのような論点を考察する際に重要な手がかりを提供すると考えられるのが、18世紀後半に各地で実施された「中期藩政改革」である。というのも、この改革は、18世紀半

ばの商品経済・社会構造の変動を基底として生じた諸問題を、学問の導入を背景に、17世紀に確立した近世日本的な政治理念や政策を再編・拡充することで打開しようとした動向と見ることができると考えるからである(近世化としての藩政改革)。「学問」「民政」「明君」が交差するところで「仁政」を強く志向したものと言える藩政改革は、東アジア世界における近世日本の位置づけの考察にも意味をもつといえよう。研究の現段階にあっては、政治文化をめぐる上記論点を念頭に、「明君」「仁政」と関連する改革理念の政治的・社会的機能の実証的検討と、それに基づいた藩政改革の性格の再検討が必要である。

そのために押さえておくべき点として、政治改革と学問、改革主体、改革理念等の問題がある。まず、学問一儒学と政治理念をめぐることは、諸階層にわたる儒学・漢学への関心の高まりが18世紀後半以降見られたことが知られるが、注目されるのはそれが幕藩政治と結びついていくと指摘されていることである(辻本雅史「幕府の教育政策と民衆」同ほか編『教育社会史』山川出版社、2002年)。荻生徂徠が「風俗」(人々の社会生活の中の秩序規範)を政治の対象として見出して以降、折衷学派と言われる細井平洲、さらに正学派朱子学が政治の役割として「風俗」の「教化」を強調し、寛政改革ではそれが基本理念化する。すなわち、寛政異学の禁では、「正学」=朱子学という単一の道徳原理の下、昌平坂学問所や藩校等の学校機関による教育が制度化され、さらにまた、「孝」を第一として民衆が守るべき日常道徳の規準を序列化した『孝義録』や「名代官グループ」の民衆教化等に見られるような町村の民衆教化策も打ち出された。学校制度の重視や内発的修養から隔たった道徳主義など、理念的な朱子学との隔たりを有しながらも、「儒教・朱子学での教化システム」が採用されたというわけである(桂島宣弘「『近世帝国』の解体と十九世紀前半期の思想動向」『日本思想史講座 3』ペリかん社、2012年)。このことは、諸藩にも一定の影響を及ぼしていったと考えられるが、事実、個別藩政でも「風俗」改革が意識化されて士民の規範化が目指されている(小川和也「近世後期の『藩学』と『改革』」『歴史学研究』872、2010年)。各地域で展開した「風俗」改革と寛政期

の「教化システム」とはどのような関係にあるのか。藩領における民政の実態から検討する必要がある。

次に、改革主体の下降化という点である。近年の研究によって、政策主体としての藩官僚層やいわゆる地域リーダーの役割が明らかとなり、これをうけて、藩地域における政策主体の総合的考察も提起されている。ここで注目されるのは、政策主体を支える学問・知識の内実が明らかにされてきていることである。藩校の役割を民政と具体的に関連づけつつ、「牧民書」や農書・救荒書、藩政知識、二宮尊徳の教説の影響等をも明らかにした諸研究は(小川和也『牧民の思想』平凡社選書、2008年;早田旅人『報徳仕法と近世社会』東京堂出版、2014年等)、藩校にとどまらない学問・知識と改革主体形成との関連を明らかにしたものと言える。とすれば、このようにして改革主体を形成した人々は、いかに「風俗」改革に向き合ったのだろうか。

この点、彼らの意識を考えるうえでも重要になるのが、「仁政」と「明君」の問題である。「仁政」論の展開に関しては、「仁政イデオロギー」論の提起と捉え直しが行われる中で、18世紀半ばに「御救」という「仁政」理念が行き詰まり現実と乖離して、中間層への依存が深まると指摘されてきた。これに対して本報告では、「道徳性の教諭」および「国益」論の広範な展開を「仁政」論の変容と捉えてみたい。藩領自給経済確立の志向として見出されてきた「国益」論に関しては、すでに「『仁政』論の……一定の変容の表現」との指摘がある一方(深谷克己「百姓一揆の思想」『思想』584、1973年)、「教諭」についても「年貢皆済と御救・仁政の関係に道徳性が組み込まれている様相」がそこに見られると指摘されている(高野信治『近世領主支配と地域社会』第8章、校倉書房、2009年)。18世紀半ば以降の「仁政」論において重みを増す「教諭」や「国益」について注目されるのは、仙台藩で顕著に見られるように、「民を富ます」と「民を教ふる」との優先順位が民政において論点化する事態が生起していることである(拙稿「一八世紀後半における仙台藩の学問と『教諭』政策」平川新編『江戸時代の政治と地域社会 第1巻 藩政と幕末政局』清文堂出版、2015年)。藩政・改革主体が直面した課題—教諭・国益

の理念と政策はいかに関連するのだろうか。背景となる学問・知識との関係に留意して検討する必要がある。さらには、藩政改革と結びつきつつ描き出された明君像が、藩内外でいかに再編され機能したのかという問題は、「仁政」論の「変容」と密接に結びついているだろう。

そこで本報告では、領主の「御救」と「勸農」、富者の施行、民の上納・相互扶助等が、「仁政」を理念とする政治秩序を成り立たせるものと意識されていたと捉え（「仁政」的秩序意識）、民政における「教諭」や「国益」の重みの増加を「仁政」的秩序意識の一定の変容の表現と見て検討を進めたい。また、18世紀後半以降、大名明君像は、「仁政」的秩序の実現あるいは「風俗」立て直しに向けた人々の課題意識が込められて形成され変容していくと想定し、あわせて検討したい。

## I 米沢藩政改革と上杉鷹山明君像

### ——考察の前提——

#### 1 藩政改革論の展開と米沢藩政改革

米沢藩政改革に関しては、明治維新史研究、宝暦・天明期論から幕藩制国家論と続く議論の中で、中期藩政改革の典型と指摘されてきた。藩主上杉治憲（鷹山）一家老竹俣当綱により殖産・教学政策を軸として実行された明和・安永改革、藩主治広（後見鷹山）の下、中老（のち家老）に抜擢された荻戸善政を中心として、農村立て直しを基調に実施された寛政改革はともに、藩財政逼迫の打開を目指し、家臣団統制を含めた総合的な改革であった（吉永昭・横山昭男『国産奨励と藩政改革』『岩波講座日本歴史 近世3』1976年）。改革では、朱子学を批判した荻生徂徠・太宰春台の経世書を受容して改革が構想され、「尽地力（地利）」や「治生」といった理念を打ち出して積極的な経済政策が展開された。同時に、徂徠学の聖人制作説を批判した細井平洲の経世論を取り入れ、「教は政の最第一」として（経済政策よりも）「孝悌忠信」の「教化」を柱とする平洲の影響の下、藩校・農村講話等の教学政策が展開している（拙著『明君の近世』吉川弘文館、2012年）。報告者はこれまで、徂徠学・平洲学の経世論の民政への影響をいわば並列的に理解してきたが、本報告では、それぞれの特

色も念頭に、これらの理念・経世論が享和・文化期の民政にどうつながるのか検討したい。

上杉鷹山明君像の形成・受容をめぐるのは、18世紀半ば以降多数描き出された大名明君像の典型と見なせるが、その成立・流布についてはこれまで、荻戸善政の『翹楚篇』等の受容の背景として、とくに細井平洲周辺の学問的ネットワークに連なる学者・藩士らの間で、諸藩の学問尊重や登用の姿勢と制度、「孝」を軸とする「教化」実践への関心が高まったことを重視してきた。ところが、米沢藩の評価に関しては、同藩の「政績」が幕末期にかけて評価基準とされている。なぜ、鷹山本人のみならず、米沢藩政（改革）が、幕末期まで一貫して評価され続けるのか。同藩寛政改革以後の藩政展開とあわせて検討する必要がある。

以上から本報告では、①文化期藩政を主導した家老荻戸政以の政治構想・理念、②藩士今成吉四郎の農政論、③郷村出役北村孫四郎の農村教諭の実態（Ⅱ章）、④藩士服部豊山らの明君像と民間への影響（Ⅲ章）、⑤藩外の人々による鷹山明君像・米沢藩政の描出（Ⅳ章）を検討する。

## II 文化期における改革理念と農政

#### 1 文化初年の米沢藩政と荻戸政以

まず、文化初年の米沢藩を取り巻く状況について、寛政期藩政の中核で晩年まで活躍した荻戸善政の死去（享和3年12月）後、父の跡を継いだ荻戸政以の認識を中心に検討する。

この時期には、青苧・紅花・絹糸の価格が下落したことにより「年々御入へ入へきの貨大凡三万金を減候半」状況にあり、米の移出で「農利を得せしめ」る企ても産額が予想以下で企図を達せなかった（『冬田農談』享和3年冬、市立米沢図書館蔵）。さらに、上杉鷹山の「御書付」（文化1年2月）によれば「十ヶ年前後凡一万金に及候不納」（年貢未納）が問題化していた。こうした事態は、「御借財数万の負債」により財政が「逼迫」する中、「国利を失ひ」「御失費を重ね」る状況と認識され、ロシア船来航情報とも相俟って危機感を高めていた。文化初年は、政治的・経済的・対外的要因で政策再編の必要が意識された時期であり、これをうけて荻戸政以は、「治安

の本ハ国を富すニあり、国を富の本は農政に有」、「農政も又今日御政務の急」と、「農政」再編を根本課題と認識して藩政にあたるのである。

次に、文化初年の藩中枢（奉行・中老・六人年寄・大目付・小姓頭等の要職）には、享和年間前後、荻戸善政と寛政改革にあたった丸山平六・中條豊前・神保蘭室らに加え、藩校興讓館に学んだ荻戸政以・服部豊山・嶋田多門らが配置されている。父善政の跡を継いで文化1年2月に奉行に就任し藩政運営の中心に位置した荻戸政以は、藩校で神保蘭室、のち古賀精里に入門し、「専ら程朱の説を奉じ」たとされ、細井平洲・渋井太室・精里を「我藩の学宗」と記した自著『学要弁』は、文化14年に藩校の学則とされた。また、古賀精里に学んだ香坂衡山を推挙し、のち藩校の学風は朱子学となったと言われる。以上この期には、藩校出身者が藩政の中枢を占め、共通の学問基盤に立つ荻戸政以が藩政の中心にあったのである。ただし、青苧専売問題で服部・神保・須田満丈らが罷免・左遷されたように、藩政中枢構成者は必ずしも一枚岩ではなかった。

## 2 荻戸政以の農政理念

こうした中で荻戸政以は、郷村出役に「教示」した『子愛篇』（文化2年3月2日）において、『論語』や『管子』を引用しながら、経済・治国の基本は「国を富し民を足らしむる事」であり「民を足らしむるは治政の先務」だと述べ、「富国」と「安民」を相即的なものと捉えて、その実現を理想とする農政方針・構想を表明している。そのうえで、寛政改革の「振恤」策に「安んしまひ」年貢未納を許容する「民心」を「風俗」と呼んで問題視しつつ、「御国民」の衰退につながる年貢取立は「国主邦君」の理念に背くとも指摘する。荻戸は、こうした民本的理念と年貢確保をめぐる現状を踏まえ、「農官」を主体とする「農政」の重要性を強調し、「儉墮苟安の風を一変し勤勉力行の俗に移し遣るの御政化」をその目標として、農村組織である契約組の政治的利用により「とふらく不持を何よりも恥しくおもふの俗」に民を赴かせる構想を示すのである。

以上のような荻戸の農政構想の特徴は、まず、それが「風俗」教化論として提起されていることにあ

る。これは、荻戸の経歴も踏まえれば、細井平洲や正学派朱子学による経世論の問題関心を反映したものと見えよう。しかしその一方で、荻戸は、「教」よりも「富」を課題として優先する学問・知識の受容態度を背景に、治国の基本として「富国」実現を最重視し、「勤勉力行」を焦点とする「風俗」醸成を目指している。これは、「風俗」醸成の方法として農村組織の編成に焦点を置くこととあわせ、「徳治」あるいは講話や学校を重視する正学派らの「風俗」教化論とは一定の距離をもった「富国安民」論的「風俗」改革の構想と呼ぶことができよう。

## 3 藩政改革の理念・知識の継承と変容

以上の農政構想と明和・安永期以来の藩政改革との関係で注目されるのは、荻戸政以が郷村出役に対して今成吉四郎の農事教諭聴聞を命じていることである（北村孫四郎「日記」、後述）。今成は、細井平洲に入門し藩校に学んで典籍となる一方、塩場開発から製茶法研究まで、安永～寛政期の産業取立に代官だった父平兵衛とともに尽力した人物である。今成の主著『農政全書国字』（市立米沢図書館蔵）は、安永2年、上杉鷹山が細井平洲に依頼し「地の利を尽す」ための調査を指示した際、平洲から『農業全書』の送付とともに『農政全書』の推薦を受け、その後入手した『農政全書』から抜粋して解釈を付したものである。領内「老農」からの聞き書きを織り交ぜて、「深耕」・「こやし」の重要性と農政機構論など農政の課題を論じ、安永7年4月に藩に提出された。今成は、学問受容・藩校を通じた人的関係と知識によって『農政全書』の研究に取り組んだのである。

『農政全書国字』の内容で注目されるのは、その民政役人論である。今成は、数カ村単位で農事の世話・教導を行う「農師」の設置を提言するとともに、「民をあつかふ人」=農村支配役人に、民が遊惰無く農桑に勤めるよう「力田」者を賞すること、「古今の農書」に精通して「農師」と連携し各地域に適した耕作技術書を著すことを求めている。さらに、『農政全書』に引用された王禎『農桑通訣』孝弟力田篇の語（「孝弟」と「力田」は「以て相資すべく、以て相離るべからざるなり」）を引用しつつ、これを「力田は孝弟の根元」と解釈して「力田」に重点

を置いた読みかえを行っていることも注目されよう。安永改革では、農業技術にとどまらず、民政（農政）のあり方をも問う議論・知識が蓄積される一方、明代農書に記載された理念が変容する形で受けとめられていたことが理解される。

このことを踏まえて文化初年の農政に目を戻した時に注目されるのは、文化2年に今成吉四郎が『農事常語』を著していることである（『日本農書全集』18）。こやしを大切に「風俗」醸成や「田ウナヘ」=深耕の重視、「農官」=郷村役人の役割や農民に対する教導法等を論じた『農事常語』の内容は、荏戸政以の認識や北村孫四郎ら郷村出役の活動とよく符合しており、これは同書が文化期農政方針の下に成立したことを示している。『農事常語』では、基本的に『農政全書』や『農業全書』、自著『農政全書国字』に依拠して論述が進められ、「農官」・村役人を担い手に、精神態度の面での教導=「風化」によって「入情」「早起」「肥ヲ尊」「草ヲ田畑ニ立タヌ様ニ作ル」といった「力田」の「風俗」を醸成すべきことが強調されている。「地方ヲ尽スノ教」「深田ウナヒ」等、技術的な面で踏み込んだ農事指導と「風化」をあわせて実施することで、「富国」・「家々戸々」の富が実現するというわけである。荏戸の「富国安民」論とはほぼ一致する「風俗」改革論である。

さらに注目されるのは、こうした主張が『農政全書国字』から一貫していることである。関連して今成の没後すぐ（文化6年）、製塩の業績を称えた碑文には「相局、平兵衛適為司農、好尽地力」と記載されている（「芥川産塩碑」『藻上川通船記』市立米沢図書館蔵）。明和・安永改革を主導した竹俣当綱が打ち出した殖産理念「地利を尽す」の根拠とされた「尽地力之説」（太宰春台『産語』）は、この期にあって強く意識されていたのである。こうして見れば、太宰春台らの経世論を理論的背景とし、家業出精・殖産の実現を重視した、安永期以来の藩政改革の過程で蓄積された知識・書物や理念は、「富国安民」論の基底として文化期以降の政策主体（藩執政の農政方針や農政役人の勤務）をも強く規定していたと言える。

#### 4 郷村出役北村孫四郎の村立て直し教諭

では、こうした「富国安民」論に基づいて、実際の民政ではいかなる取り組みが見られたのだろうか。文化元年2月6日から同6年まで、北条郷38カ村（のち25カ村）を管轄する郷村出役だった北村孫四郎の勤務日記（「日記」5・6、市立米沢図書館蔵）を取り上げてみたい（対象期間は文化1年2月～同2年5月）。

日記から読み取れることの第一は、『餐霞館老君之御書』『時考弁』『子愛篇』などが荏戸政以らから郷村出役に折々提示されているように（文化1年2月27日、3月1日、6月14日等）、荏戸政以が郷村出役の存在をきわめて重視し、農村の現状把握や定例的実務にとどまらず、藩中枢における農政方針の徹底した理解に基づく取り組みを求めていることである。

これをうけて北村孫四郎が著したのが『北条郷農家寒造之弁』（『日本農書全集』18）である。当初『冬細工の弁』と名づけられていた同書は、北村が文化元年11月に著したもので（当初写本三冊を作成）、農民への教諭書という性格をもつ。北村はこれを漆山村の村役人・免許・大高百姓に示達したのを皮切りに（文化1年11月30日）、管轄下各村の村役・若者頭ら呼び出し、酒を振る舞いながら「為読聞」「申合」「相談」をしている（同2年1月18日～2月17日）。

同書で北村が強調することの一つは、「真の農人」に不可欠なものは「才」や「術」ではなく、「心」こそが「要」だという点である。ただし、その具体的内容には、「心」の修め方よりは早起きや勤勉等の生活・労働習慣が想定されている。「力田」的労働・生活習慣確立の必要性を精神論的に強調する発想は、荏戸・今成らの構想に沿う見解である。

こうした「力田」慣行浸透への志向は、実際の農村支配行政に次のように表れている。まず、孝弟力田御賞にかかる実務のほとんどが「孝弟」ではなく「力田」関係であることで、北村は表彰事例を自身の教諭にも利用している。北村管轄下25カ村のうち20カ村から力田者34名が一括表彰された際（文化2年4月10日）、表彰に漏れた大橋村市太郎が不満を示しているように（同2年4月13日）、こうし

た力田御賞は百姓の意識にも一定の影響を与えたと推察される。また、『寒造之弁』教諭とあわせ「手習いたす子共」に着目したり、医師良助へ「子共江之教訓書」執筆を依頼（文化1年11月21日）する一方、鋤の改良（同1年12月16日、同2年3月19日等）や牛耕導入の試み（同2年4月12日）も「力田」に関わる取り組みと言える。北村は、郷村出役の指導による「力田」慣行浸透と農事改良を意図した「教化風化」（同2年5月6日）策を、勤務の中で実践していったのである。

次に、『北条郷農家寒造之弁』に戻って蚕桑奨励について検討する。北村はまず「天職の農業を一際勤めて、金銭を手取事を不知誤り」と、「農業」の他に「金銭を手取事」（とくに養蚕）の必要を強く主張する。また、寛政4・9年の触でも強調された上杉家奥御殿での飼蚕の試みをあげ、「蚕桑」の営みを「王公貴人」の「風儀」として当為だともいい、明君像を利用して養蚕奨励を教諭している。北村はまた、荏戸善政が著し木版刷りで村々に頒布した「伍什組合被仰出書」に見える「農桑」=「天職」論でも養蚕を正当化し、改革期の触書や理念を反復的に教諭している。このように北村は、養蚕奨励という当該期の藩政方針に沿う形で金銭収益に主体的に向き合うべきことを教諭し、そこに明君像や教令を利用したのである。

こうした養蚕奨励の志向についても、村立て直しの「組立」実施の過程に表れている。金山村の場合、田地三千貫文余の請戻しと配分を目的に、藩有林下げ渡しと村役人による金銭・苗木の「手伝」「差出」により桑・漆を植え立てている（文化1年5月15日）。その結果、村役・平百姓らに「御賞」が下されているが（同2年4月7日）、同村長百姓高橋嘉門はこの「組立」を村の全百姓の安定的耕地所持・農家経営の基礎と認識した（『南陽市史編集資料』3）。また、郷村出役の指導一村の評議一藩の援助による漆桑の植え立ては、小瀧村、中山村、蒲生田村、若狭郷屋村などでも展開している。なお、文化3年からは養蚕指南・成田村善四郎夫婦が廻村「師導」を行い、蚕桑役所から『養蚕手引』が同年版行され、以後、領内他地域も含めて養蚕が奨励された。北村孫四郎の教諭に関してもう一つ、村立て直し

に際し農村組織への着目が見られることを指摘しておきたい。『北条郷農家寒造之弁』で北村は、「蚕に赴く評議極り候ハズ……」と教諭に基づいて個々の村で「評議」を行うことを求め、また冒頭で「伍什組合被仰出書」の趣旨を説くなど、組織的に養蚕や村立て直しに取り組むことを要求した。その際、「被仰出書」が難儀者への互助に主眼を置くのに対し、北村はこれを土地開発・産業奨励のための組織として読みかえている点も見落とせない。

伍什組合・契約の機能に関しては、北村が契約組の実態調査を行って報告しているが（「相届候契約之立振候事」文化1年5月3日）、具体的には、「打続たる家柄」だが「貧窮にて引立かたき筋」に至り出奔した西落合村市川新蔵を契約仲間が呼び戻すといった事例があげられる。関連して、矢野沢村で「一村不和睦」が生じた際に、北村は「伍什組合被仰出書」を示している。北村は、伍什組合・契約の互助と秩序維持機能を立て直しの支柱とし機能強化を意図して教諭を行ったと言えよう。

総じて北村の教諭は、荏戸政以外の農政方針——「富国安民」論に沿い、明君像や改革期の触・理念を利用し、あるいは読みかえて行われたもので、そこでは個々の家経営の成り立ちを念頭に、養蚕等の「金銭を手取事」を奨励、これを組織的に実行することを要求するものだった。

なお、北村らの取り組みの結果について現段階で十分な評価を行えないが、村役人層と小前層の間には一定の距離があり、また国産取立ての過程で地域内部での対立関係が生じたこと（入札結果に反する村役任命、下荻村小前の植立不承引等）、「難有御政道」観を前提・利用した訴願の展開（近国の「難有御政道」評判を理由とする青苧専売撤回の申出等）は見落とせない点だろう。

### Ⅲ 読みかえられる明君像と民間における受容

#### 1 産業振興を焦点とする明君像

天保2年成立の藩政意見書『背曝』が指摘するように、文化期農政は結果的に、官民双方に富をもたらす源泉と見なされるほどの養蚕・桑栽培の隆盛につながった側面がある。このことは、「御衣食を御

省き」という鷹山明君像を前提に「蚕養御開ニ至る迄……類百性等耆人も出来不仕御政道」と文化期以降の民政・農政の内容を評価するような領民の認識（北条郷一五カ村「乍恐奉歎願候（知事留任願）」明治4年9月、南陽市史編纂室）の一つの前提条件をなしたと考えられる。安定的耕地所持・農家経営の成り立ちという基準に立ちつつ、産業振興、とりわけ「農桑」を焦点とする明君像が領民から描かれたのである。

ただし、このような描出は、必ずしも領民の間で自然発生的に生まれたというわけではないと思われる。というのも、服部豊山著『餐霞館遺事』（天保2年）に見えるように、同様の明君像が米沢藩士からも描き出されているからである。同書で豊山は、産業振興に紙幅の過半を割き、とくに「民利の最たる」養蚕は「大殿様御台所料」からの手当を起点に隆盛したと説くのである。寛政以後「義を利とするの治道」により「国富民豊」が実現したというわけである。さらに、「国中仁厚の風俗に一変」と、この認識は「風俗」改革意識と結びついていた。「富国安民」を理念とした藩政（改革）の展開は、19世紀にかけて「風俗」という基準を引き継ぎつつ産業奨励を焦点とする明君録・明君像の描出につながったのである。

## 2 民間における明君像・改革像

こうした明君像はさまざまな書物受容と相俟って領民に受けとめられた。たとえば、金山村の菅野佐次兵衛家文書には『翹楚篇』や『餐霞館遺事』（鷹山明君録、天保2年成）、鷹山・平洲著述のほか、『政体爾言』（荏戸政以著、文化10年）も所蔵されている。畔藤村の紺野家文書には『学問大意』（上杉鷹山著）『管子牧民（国字）解』（細井平洲著）『（政体）爾言』が、伊佐沢村文書には『鷹山公仮名御文』（服部豊山編、文政5年序）が所在する。また、宮村の在村医・長沼牛翁の随筆『牛涎』には「米沢一郷諸家雑書著述記」として、荏戸善政『政語』『翹楚篇』、藩医藁科立遠『管見談』等に加え、荏戸政以『冬田農談』『子受篇』、北村孫四郎『（北条郷農家）寒造弁』等の書名が載せられている。寛政改革以後の藩政担当者の著述も含めて長期にわたる藩政（改革）の展開を具体的・多面的にイメージするに足るだけの書

物が民間に所在しているのである。

これらの書物はどのようにして民間に流入したのだろうか。この点で注目されるのは、『翹楚篇』『南亭余韻』『学問大意』、寛政2年の藩財政収支＝『御一円明細帳』（『餐霞館遺事』で論及有）等を入手していた宮村の有力商人・長沼忠兵衛政成が、服部豊山の門人だったことである。長沼家には、文化9年に写された服部豊山の弟「浅間亀山先生書」も所在し、そこには「御家四教」として「勤以治生」以下の語が書されている。この「治生」の語こそは、安永期に竹俣当綱が『産語』を踏まえて役人への指示書や教諭書で打ち出した理念である。こうして見れば、村方における改革関連書物の所在は、竹俣当綱の殖産一財政再建路線を継承したとされる服部豊山ら藩士と長沼政成らとの交友関係が少なからぬ影響を及ぼしていたと考えられるのである。

こうして、天保4・5年に著した家訓書で長沼政成は、鷹山を「聖賢の御君」とし、荏戸善政の登用を高く評価しつつ、備荒政策実施を強調して、これを「天朝の規格」「儒教」に基づく「識見の仁政」とするのである。なお、注意したいのは、これが天保4年の米不足をうけて藩により「復田」化方針が表明される中で記されたものであり、そこで政成が「復田」化を「天地」の意思と見なすしかないほどの衝撃を吐露していることである。蚕桑隆盛→凶作による米不足という事態をうけて（「奢侈」を嘆くという形で）批判的視線を投げかけつつもなお、長沼政成は鷹山を「聖賢の御君」と呼ぶのである。鷹山明君像は領民に対して相当な規制力をもったと見なければならぬ。

## IV 19世紀における鷹山明君像の展開

——展望として——

19世紀以降、鷹山以来の「国政」の評判を前提に米沢藩領を訪れて「法を取る者」が増加し、多くの風説留に書き留められて幕末期に広く知られた『東北風談』など、米沢藩領に赴いてその実際を見聞し、「国家之治法を主に」記録化した米沢藩見聞録がいくつも成立する。彼らはどのような問題意識・人的つながりの下に見聞録を著し、その内容はいかなるものだったのか。

まず指摘できるのは、藩領経済への関心である。文政末年頃米沢藩領を訪れた秋田藩士の『米沢政要録』(秋田県立図書館蔵)や『米藩見聞録』(『南陽市史』中巻)では、鷹山隠居後の手許金を元手にした「養蚕御取開き」や米沢藩の産業政策、桑畑隆盛の様子が詳述・描写される。文政末年の秋田藩では、藩領全体に養蚕・桑栽培の導入を図り、米沢藩に依頼して山口村の「桑苗木棟梁」植木四郎兵衛を藩領に招聘しており、殖産の現実的要請からこれらの見聞録が著されたと言える。一方で、「江戸の評判、米沢が余ほと金がたまり候と……大役の命ニても下り候やと恐しく」(文化2年本間外衛宛菴戸九郎兵衛書状、『山形県史』資料篇16)と幕府課役の基準の一つとも見なされ、米沢藩や山形藩の領地替え構想・申請にも見えるように(『野叟忠告』市立米沢図書館蔵、「書取」弘化2年『山形市史編集資料』22)、「富国」か否かは幕府との関係にも影響を及ぼすものと認識されていた。このように、「風俗」=政治の評価という基準を引き継ぎつつ、対幕府関係も含めて藩政の打開を志向した、「富国」を基準とする明君像浸透の趨勢が見られたのである。

他方で注目されるのは、北方からのロシアの脅威を契機とする米沢藩見聞録の成立である。「天保庚子の春、江戸に従駕し、旨を得て、牟田口士寛と東北諸藩を遊歴」した、佐賀藩士永山貞武・牟田口士寛の『庚子遊草』(天保11年)は、鍋島直正が蝦夷地開拓の必要性を痛感し下調査に派遣した時の記録とされ、久留米藩士村上量弘も、会沢正志斎から夷蛮戎狄を意識して風俗・人情・君相・政蹟を見聞すべきとの言葉を贈られて『米沢会津見聞録』(内閣文庫蔵)を著している。さらに、同藩士柴山典の『見聞漫録 米沢』は『同 蝦夷』と対のもので(千葉県文庫蔵)、鹿兒島藩の下級士族出身で蝦夷地問題に一生を捧げた肝付兼武の『東北風談』はもっとも直接的に北方問題との関わりで成立したことが明らかなのであろう。佐藤信淵『経済要録』もこれらと一定程度重なる関心に立っている。

これらの内容の特徴は、「鷹山公ノ遺徳」=上杉鷹山明君像を前提とし、それが当時にまで影響を及ぼしているとする点である。具体的には、産物や農耕のあり様を称え、藩士の農商的営為も含めて士民の

生業精勤を強調し、士民の「敦朴」で優れた「風俗」を評価する。「風俗」改革的関心が明らかだが、より注目されるのは、それが「富強ノ国」の実現につながっていると見る点である。これらの見聞録では、産業の盛衰や生業への精勤を焦点とした「風俗」への関心から、「富・強」という観点を基本とした米沢藩政に対する評価が行われ、明君鷹山はその起点と捉えられたのである。さらに、相互扶助組織たる伍什組合を「血戦」「夜戦」を可能とする組織とし、もと支城だった御役屋を「任那府・蝦夷府」になぞらえて「兵家者流」の「制度」として解釈する見方(柴山典『見聞漫録 米沢』)が現れていることも注目されよう。

こうした見聞録が著される基盤の一つには、昌平饗を結節点とした人的つながりもあったと考えられる。たとえば、塩谷宕陰が米沢藩領に赴いた際、細井平洲らの「吏才」「文才」を詠じつつ藩校を訪問したことは(『浴澤遺香』『宕陰贖稿』巻三)、見聞に学問的ネットワークが活かされていたことを示している。その際、塩谷が「土風」「民風」への関心を表明して、村里の富裕さや倉廩、桑漆栽培の様子を描き、兵農が「合一」し、男女が「耕蚕」(農桑)に勤めて荒地は皆無、厚生利用、東方随一の「富強」等と記述していることは注目される。昌平饗での学問が思想形成に大きな意味をもった人物の間でも、上記のごとき「風俗」醸成の結果としての「富強」が意識されていたのである。かくて幕末期にかけては、鷹山明君像にさらなる読みかえが加えられ、「富強」「富国強兵」につながる「風俗」実現の起点とされたのである。

## おわりに

18世紀半ば以降の幕藩政治改革では、「風俗」の立て直しが政治の焦点化した。民に対する武士の接遇、富者による救貧、村役の勤務の正不正、産業振興、孝行実践、農業(家業)出精など、政治・行政的慣行から社会的慣習・生活習俗に及ぶ「風俗」の立て直しは、文化期以降においても引き続き重要な政治課題として意識された。ここで想起したいのは、「中国では歴史的に『風俗』という観念のもとに『秩序論の核心』が論じられていた」との指摘であり、「民

事的な規範「集合的な秩序状態」とも言われる「風俗」を論じた経世論が全般に「不可知の未来にむけて人間がいかに社会的実践を行ってゆくべきかという関心」をともなっていたと言われる点である（岸本美緒『風俗と時代観』研文出版、2012年）。この指摘を踏まえれば、近世中後期の藩政改革は、上記のような幅広い事象を念頭に、政治・社会秩序をいかに立て直していくかという関心に立った改革主体による政治的实践＝「風俗」改革と性格づけられる政治動向だったのではないだろうか。

当該期の学問的ネットワークは、明君像の共有一「仁政」立て直しに向けた模索・取り組みの基盤として機能し、結果として「風俗」改革（「教化」）意識の浸透を促して、士民の規範化政策を展開させる背景となったと考えられる。文化期の米沢藩では、寛政前後の学界を担った朱子学系の学者が重んじられ、藩政改革（教学政策）の成果・帰結として藩政中枢構成者の大部分を藩校出身者・関係者らが占めた。そうした彼らが「風俗」改革（「教化」）を根本課題と意識したことは、昌平黉を軸とするネットワーク内での「風俗」改革論と不可分だといえよう。

ただしこの「風俗」改革は、朱子学の「単一の道徳原理」に基づいたものとして全面展開したわけではけっしてない。むしろ、文化期の米沢藩で打ち出された政策構想・政策実施過程に見られる「富国安民」論的思考態度——「富国」実現を治国の基本とし、（「孝」以上に）「力田」や「勤勉力行」を主眼とする「風俗」醸成を目指す——こそは、近世日本（中後期）の「風俗」改革の特色をなすものだったように思われる。こうした特色が生み出された要因として重要なことは、改革（「教化」）の構想・実施の担い手が同時に、逼迫した藩財政の打開、あるいは藩財政の基盤としての農家経営の成立を課題とする、年貢確保や産業奨励の担い手でもあったことである。ここに「風俗」改革における「国益」論的契機を見出せよう。改革主体における「国益」論的契機は、儒学の浸透、政治改革の基本理念化による「孝」を第一とする教化政策の展開、という構図のみによっては捉えられない、「富国安民」論的「風俗」改革に帰結したのである。なお、こうした「富国安民」論は、「公には全く田畑の貢を失はず、民には米穀

の利に倍る、頗る富国の道開け」等の語に示されるように、一面で「地域成り立ち」論としての「国益」論同様、高い共同性を帯びた概念と見なされ、それが当該期の藩政理念として各層に重視され機能した要因だったと言えよう。

次に、「富国安民」論の学問的背景に関して、米沢藩での「教化」の特徴と経世論の内容は、通俗的諸徳目・道徳性の教諭ではあるものの、「天」から享けた「善根心」を前提に「孝」の重要性を廻村講話で説いた細井平洲や「正学」＝朱子学を前提として「教化」を論じた正学派の意識・議論とは一定のズレを含んでいた。「風俗」教化の具体的方法に関しても、講釈や学校機関による教化よりは、荻生徂徠の「民衆の町村共同体への、『名主』層を動員した政治的な介入」（辻本前掲書）による「風俗」教化の構想とより親和的である。そこで注目されるのは、明和・安永期以来の米沢藩政改革が、荻生徂徠・太宰春台の経世論を理論的背景として、兵学書や農書の知識を組み合わせ、「富国安民」を標榜して「尽地力」（殖産）や「治生」（家業出精）という理念を打ち出していたことである（なお、太宰春台は『経済録』で「富国強兵」を論じ、兵学では18世紀半ばから積極的経済政策論が隆盛した）。この点を踏まえると、18世紀半ば～19世紀にかけての民政は、儒学の浸透・基本理念化の影響を受けながら、上記諸学の組み合わせを理論的背景とする「富国安民」論を基本的発想として遂行されたと位置づけられるのではないだろうか。そして、こうしたいわば「富国安民」論的「風俗」改革は、当該期の経済・社会情勢、「御救」—「仁政」の行き詰まりと、17世紀半ば以来の政治的・社会的諸慣行＝「仁政」的秩序の動揺を踏まえて、近世前期以来の軍学等諸学による「仁政」論を再編したものと見られるのではないか。

最後に、近世後期においては、産業奨励（「富国安民」）を焦点とする明君像の形成が藩士・領民の間で見られた。こうした「富国安民」論的明君像は、米沢藩領の実見に基づく見聞記に見られるように、藩外の人々にも認識されていったが、幕末期にかけての対外的危機は、さらなる明君像の読みかえ——「風俗」改革→「富強」「富国強兵」の起点としての明君像形成——につながった。

ただし、近世における鷹山明君像は、あくまで「富国安民」論的明君像として描かれるのが基本だったという点も強調しておきたい。本報告で触れた鷹山明君像は「富強」の起点としてのそれも含めて、基本的に徳性に基づいた「仁政」―「安民」の主体である。これは、「学統」「皇統」により超越性が保証される正学派や水戸学の君主像と異なる基準による評価である。「富国安民」論的明君像は、徳性に基づく「仁政」「安民」の主体としての評価であるかぎりにおいて、正学派や水戸学、さらには明治期の「富国強兵」論とは一線を画した、近世日本の政治文化を表現する明君像だったのである。

なお、この点、明治期の報徳運動の指導者だった岡田良一郎が「仁徳」に基づく「富国安民」の責任を天子に求め、海外武力侵略ではなく「徳」を押し広めることで世界の繁栄と平和の実現を構想していることは注目に値しよう（大藤修『近世の村と生活文化』吉川弘文館、2001年）。「推譲」的契機を措けば、「富国安民」論（的明君像）は、国家による福利策を前提に民衆の主体的努力を説く二宮尊徳の思想と親和的であり、「国民生活の犠牲の上に富国強兵を図る国家」には直接しないように思われるのである。なお、こうした点からも、武士によって「近世化」が推進され「武威」に基づく支配体制が出現した近世日本の異質性が、現代に至る平和理念の不定着につながるとする指摘（宮嶋博史「東アジア世界における日本の『近世化』」『歴史学研究』821, 2006年）についてはさらなる議論が必要だろう。現今の政治動向が「富国強兵」型構造改革とも呼ばれるように、「富国」と「平和」、民の生活は、現代に至るまで一貫して議論の焦点であり続けている。現在の「富国強兵」型構造改革を相対化するためにも、近世の「富国安民」論、ひいては政治文化の問題を考察することには大きな意義がある。